15 パートタイム・有期雇用労働者と社会保険（健康保険・厚生年金保険）

1 社会保険の適用事業所

全ての法人事業所と、農林水産業など一定の業種を除き常時５人以上の労働者を雇用する個人事業所は強制適用事業所となり、原則としてそこで働き、条件を満たす労働者は、被保険者となります。

健康保険・厚生年金保険の強制適用事業所

① 全ての法人の事業所

② 個人事業所のうち、製造業、土木建築業、鉱業、電気ガス業、運送業、貨物積卸し業、清掃業、物品販売業、金融保険業、保管賃貸業、媒介斡旋業、集金案内広告業、教育研究調査業、医療保健事業、通信報道業、社会福祉事業、士業を行い、常時５人以上の従業員を使用する事業所

2 被保険者の範囲

パートタイム労働者にかかる社会保険の被保険者資格の取得基準は、以下のとおりです。

被保険者資格取得の基準

「１週の所定労働時間」及び「１月の所定労働日数」が、同一の事業所に使用される通常の労働者の所定労働時間及び所定労働日数の４分の３以上（以下「４分の３基準」という。）であること。

また、上記の４分の３基準を満たさない場合であっても、以下の①から⑤までの５つの要件（以下、「５要件」という。）すべてを満たすパートタイム労働者については、社会保険の被保険者となります。

要件	令和６年10月１日～	令和９年10月１日～
①労働時間	１週の所定労働時間が **20時間**以上	
②月額賃金	月額 **8.8万円**以上（いわゆる106万円の壁） ＊全都道府県で令和７年度地域別最低賃金が時給1,016円を超えたことにより、週20時間以上働くすべての労働者が自動的に社会保険の加入対象になるため、月額賃金要件は令和８年10月に撤廃される予定です。	
③勤務期間	継続して**２か月**を超えて雇用される見込み	
④適用除外	学生でないこと	
⑤企業規模（注）	常時 **51人**以上の被保険者を使用する企業（特定適用事業所）に勤めていること	常時 **36人**以上の被保険者を使用する企業（特定適用事業所）に勤めていること

※特定適用事業者とは１年のうち６か月以上、適用事業者の厚生年金保険の被保険者数（パートタイム労働者は含まない）の総数が、51人以上となることが見込まれる企業等のことをいいます。

（注）年金制度の改正により、令和６年10月から⑤企業規模要件が変更されました。⑤企業規模要件は段階的に縮小されます（令和11年10月から常時21人以上に引き下げられる見込みです）。改正法の詳細については、厚生労働省公式インターネットサイト「社会保険適用拡大特設サイト」をご覧ください。https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/

また、被保険者数が上記⑤を満たさない事業所であっても、（ア）労使合意に基づき申出をする法人・個人の事業所、（イ）地方公共団体に属する事業所については、上記①から④までを満たせば、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

なお、被保険者が産前産後休業、育児休業を取得する場合は、事業主が年金事務所に申請することで、本人分・事業主分共に休業中の社会保険料が免除されます。

3 「4分の3基準」を満たさない場合

パートタイム労働者が社会保険の被保険者とならず、かつその配偶者が被保険者となっている場合、原則として、労働者の年収が 130 万円未満であれば、健康保険は被扶養者扱い、国民年金は第３号被保険者（本人負担なし）となります。

年収が 130 万円以上であれば、国民健康保険の被保険者となり、かつ 20 歳以上 60 歳未満であれば国民年金の第１号被保険者になります。

社会保険の適用要件（パートタイム労働者の配偶者が雇用されている場合）

<table>
<tr><td rowspan="2">資格要件</td><td>所定労働時間</td><td rowspan="2">4分の3基準を満たす者
又は
5要件全てを満たす者</td><td colspan="3">4分の3基準を満たさない者であって、かつ5要件を満たさない者</td></tr>
<tr><td>年　収</td><td colspan="2">原則として年収が 130 万円［180 万円（注１）］未満</td><td>原則として年収が 130 万円［180 万円（注１）］以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">適用</td><td>医療保険</td><td>健康保険等被用者保険の被保険者</td><td>（家族が健康保険等被用者保険に加入している場合）健康保険等被用者保険の被扶養者</td><td>（家族が健康保険等被用者保険に加入していない場合）国民健康保険の被保険者</td><td>国民健康保険の被保険者</td></tr>
<tr><td>年　金</td><td>厚生年金保険等被用者年金保険の被保険者（国民年金の第２号被保険者）（注２）</td><td>（配偶者が厚生年金保険等被用者年金保険の被保険者の場合）厚生年金保険等被用者年金保険の被扶養配偶者（国民年金の第３号被保険者）（注２）</td><td>（配偶者が厚生年金保険等被用者年金保険の被保険者でない場合）国民年金の第１号被保険者（注２）</td><td>国民年金の第１号被保険者（注２）</td></tr>
</table>

（注１）認定対象者が 60 歳以上の者である場合（医療保険のみ）、または、おおむね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合。

（注２）対象となるのは、第１号被保険者が 20 歳以上 60 歳未満、第２号被保険者が 70 歳未満（厚生年金の場合）、第３号被保険者が 20 歳以上 60 歳未満の者です。

※健康保険料［全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）］（令和８年３月分～）

月額（東京都）	標準報酬月額の 9.85%（労使折半）［介護保険第２号被保険者（40 歳以上 65 歳未満の方）は、介護保険料率（1.62%）が加わり、11.47% となります。］

※厚生年金保険料（令和２年９月分～）

保険料月額（一般被保険者）	標準報酬月額の 18.300%（労使折半）
賞与に係る保険料（一般被保険者）	標準賞与額の 18.300%（労使折半）

※子ども・子育て支援金（令和８年４月分～）

保険料月額（一般被保険者）	標準報酬月額の 0.23%（労使折半）
賞与に係る保険料（一般被保険者）	標準賞与額の 0.23%（労使折半）

詳しくは、最寄りの年金事務所、加入している健康保険組合、全国健康保険協会（協会けんぽ）東京支部（03-6853-6111）へお問い合わせください。